

第1号議案

平成 24 年度事業報告及び決算報告の件

運営委員会

普及委員会

(1) 第 11 回 山形県トレーナー大会

期 日 平成 24 年 12 月 8 日 (土)

時 間 午後 2 時から午後 5 時まで

場 所 山形テルサ 1 階 大会議室

内 容 ①基調講演

テーマ：「今後求められるトレーナー像」

講 師：山本 利春 先生

(国際武道大学体育学部スポーツトレーナー学科 教授)

②パネルディスカッション

テーマ：「山形県のトレーナー活動における現状と課題」

パネラー

・山本 利春 先生

・小野 弘志 先生 (ファミリー・カイロプラクティック 院長)

・加藤 剛 先生 (春日接骨院 院長)

・菊地 忍 先生 (Sound MB Office 代表)

・菅原 健 先生 (フリートレーナー)

・芹川 武志 先生 (せりかわ整骨院 院長)

コーディネーター

・原田 扇人 先生

(ゆうき整形外科ヘッドアスレティックトレーナー)

参加人数 47 名 (内訳：高校生・学生 23 名、一般 5 名、協会員 19 名)

## アスレティックトレーナー委員会

### (1) 研修会

期 日 平成 24 年 5 月 19 日 (土)

時 間 午前 10 時から午後 12 時まで

場 所 山交ビル 7 階 701 号室

内 容 講 演

テーマ：「アスレティックトレーナーの知識を生かせ！」  
～特徴ある活動の紹介～

- ・岩手県のスポーツの現況
- ・知識を生かした活動紹介～つながりを生かした事業紹介
- ・今後に向けて～4 年後岩手国体 など

講 師 高橋 一男 先生 (財団法人紫波町体育協会)

参加人数 10 名

## 広報委員会

### (1) 当協会フェイスブック作成

期 日 平成 25 年 3 月

作 成 者 高世理事

### (2) 当協会ホームページ更新

期 日 随時

実 施 者 高世理事

## 第2号議案

### 定款変更の件(案)

新（変更後）	旧（現行）	変更の理由
第2条 この法人は、主たる事務所を <u>山形県山形市</u> に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市桜田西四丁目1番地14号 大島医院内に置く。	所轄庁の指導による。
第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 10名以上 25名以下 (2) 監事 1名以上 <u>2 理事のうち、1名を会長とする。また、1名以上の副会長、1名を理事長、1名以上の副理事長、1名以上の常務理事を置くことができる。</u> また、必要に応じ、本会に顧問を置くことができる。	第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 10名以上 25人以下 (2) 監事 1人 2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、1人を理事長、1人を副理事長、とする。 また、必要に応じ、本会に顧問を置くことができる。	法人がより円滑に活動できるようにするため。
第15条 1 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 理事長は、会長・副会長を補佐する。 <u>4 副理事長は、理事長を補佐する。</u> <u>5 常務理事は、この法人に常勤し、業務を執行する。</u>	第15条 1 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 理事長は、会長・副会長を補佐する。 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。	役職を新設したため。

<p>6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>7 事務局長は、本会業務を統括し、事務局に対して通常業務を指示する。</p> <p>8 事務局長補佐は、事務局長の業務を補佐し、通常業務を行う。</p> <p>9 監事は、本会の会計を監査する。</p> <p>10 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p> <p>10 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>6 事務局長は、本会業務を統括し、事務局に対して通常業務を指示する。</p> <p>7 事務局長補佐は、事務局長の業務を補佐し、通常業務を行う。</p> <p>8 監事は、本会の会計を監査する。</p> <p>9 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p> <p>10 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。</p>	
--	--	--

<p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>法務局の指導による。</p>
<p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p><u>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</u></p> <p><u>(5) 事業報告及び活動決算</u></p> <p>(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 会費の額</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他の運営に関する重要事項</p>	<p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 会費の額</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他の運営に関する重要事項</p>	<p>字句の変更。</p>

<p><u>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</u></p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>字句の変更。</p>
<p><u>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p> <p>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものをに限る。）</p> <p>(5) 社員の得喪に関する事項</p> <p>(6) 役員に関する事項</p> <p>(7) 会議に関する事項</p> <p>(8) その他の事業を行う場合における、その種類その該当その他の事業に関する事項</p> <p>(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項</p> <p>(9) 定款の変更に関する事項</p>	<p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>法令の変更。</p>

第3号議案

役員改選の件(案)

就任役員	会 長	大島 扶美	医療法人社団悠愛会 理事長 社会福祉法人悠愛会 理事長
	特別顧問	結城 正明	ゆうき整形外科 院長
	顧 問	伊藤 友一	山形済生病院整形外科 部長
	副 会 長	浅井 武	筑波大学人間総合科学研究科教授
	副 会 長	後藤 一志	社会福祉法人最上町社会福祉協議会
	副会長兼理事長	皆川 清彦	株式会社ヤマコー取締役事業部長
	副理事長	原田 扇人	ゆうき整形外科ヘッドアスレチックトレーナー
	副理事長	矢萩 裕	やはぎ接骨院 院長
	(新※) 常務理事	早坂 ひとみ	はやさか接骨院 院長
	(新※) 常務理事	穂積 隆史	テルサフィットネスクラブ 支配人
	理 事	高世 重幸	株式会社タスパークホテル 副支配人
	理 事	庄司 直樹	財団法人上山市体育・文化振興公社
	理 事	東海林 美佐江	山形県エアロビック協会副理事長
	理 事	山口 喜代美	パイオニアレッドウィングス栄養トレーナー
	理 事	若村 利雄	(株)トータルコンディショニングラボラトリー 代表取締役
	理 事	渡会 稔	仙台大学
	理 事	佐藤 晃代	
	(新) 理 事	小枝 友彦	大塚製薬株式会社仙台支店山形出張所 所長
	理 事	加藤 剛	春日接骨院 院長
	理 事	志田 美佐江	
	(新) 理 事	櫻井 祐子	スポーツクラブルネサンス フィットネスライフプランナー
	(新) 理 事	今野 秀樹	今野接骨院 院長
	(新) 理 事	小野 弘志	ファミリー・カイロプラクティック 院長
	(新) 理 事	岸 信宏	医療法人徳州会メディカルフィットネス+スパ ラ・ヴィータ チーフインストラクター
	(新) 理事兼事務局長	草苺 大悟	フリートレーナー
	監 事	加藤 美津子	
	(新※) 監 事	伊藤 謙一	株式会社ヤマコー山交ビル事業部 総務課長
※)所轄庁への定款変更申請及び法務局への登記完了後の就任となります			
退任役員	副 会 長	柳田 昌彦	同志社大学スポーツ健康科学部教授
	理 事	中村 吉裕	大塚製薬株式会社仙台支店山形出張所 所長
	理 事	伊藤 謙一	株式会社ヤマコー山交ビル事業部 総務課長

**第 4 号議案**

**平成 25 年度事業計画及び予算の件(案)**

〈事業計画〉

**運営委員会** **普及委員会** **広報委員会** **アスレティックトレーナー委員会**

(1) 山形シティマラソン大会に対するサポート

期 日 平成 25 年 10 月 6 日 (日)  
時 間 午前 7 時から午後 12 時頃まで  
場 所 山形市総合スポーツセンター内 (ミーティングルーム)  
内 容 トレーナーブースにて出場選手のサポート  
要請人数 5 名程度

(2) 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー  
北海道・東北ブロック連絡会議の共催

主 催 山形県日本体育協会公認アスレティックトレーナー連絡協議会  
期 日 平成 25 年 11 月 23 日 (土) から 24 日 (日)  
場 所 山交ビル 7 階 中ホール  
内 容 ①11 月 23 日  
イ) 連絡会議  
ロ) 懇親会 (ウェルカムパーティー) 当協会が主催  
②11 月 24 日  
イ) 研修会 (案)  
基調講演 講師: 高原 政利 先生 (整形外科医)  
研修会 a 講師: 山口 喜代美 先生 (当協会理事)  
研修会 b 講師: 原田 扇人 先生 (当協会副理事長)

## 普及委員会

- (1) NPO 法人トレーナー協会新年会

平成 26 年 1 月

## 広報委員会

- (1) ホームページ更新
- (2) フェイスブック更新

随時

随時

## アスレティックトレーナー委員会

- (1) アスレティックリハビリテーションの講義&実践
- (2) テーピングの講義&実践

9 月

12 月

## フィットネストレーナー委員会

- (1) 器具を使わないレジスタンストレーニングのバリエーション
- (2) スタビライゼーション・トレーニング

7 月 28 日

10 月 27 日

## 資格制度委員会

- (1) 資格取得者に対する講習会
- (2) 資格取得者に対する講習会

9 月

12 月

※アスレティックトレーナー委員会とタイアップした実技・座学の内容を予定

## ニュートリション委員会

- (1) 料理教室

6 月から 10 月

# NPO法人山形県トレーナー協会 平成24年度収支決算書

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	摘要
前年繰越金	1,160,912	1,160,912	0	
会費・賛助会費	296,000	162,000	-134,000	理事・協会員 41名
事業収入	150,000	38,000	-112,000	
雑収入	0	165	165	利息
合計	1,606,912	1,361,077	-245,835	

## 2. 支出の部

項目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	摘要
会議費	40,000	41,000	1,000	
通信運搬費	20,000	15,080	-4,920	
研修費	100,000	37,522	-62,478	
広告宣伝費	50,000	40,956	-9,044	
事業費	230,000	271,293	41,293	
雑費	6,000	1,050	-4,950	
繰越剰余金	1,160,912	954,176	-206,736	次期繰越金
合計	1,606,912	1,361,077	-245,835	

# NPO法人山形県トレーナー協会 平成25年度収支予算書(案)

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	前年度決算額(A)	予算額(B)	差額(A-B)	摘要
前年繰越金	1,160,912	954,176	-206,736	
会費・賛助会費	162,000	200,000	38,000	理事 5,000円×24名=120,000円 協会員 1,000円×80名= 80,000円
事業収入	38,000	150,000	112,000	
寄付金	0	0	0	
雑収入	165	0	-165	
合計	1,361,077	1,304,176	-56,901	

## 2. 支出の部

項目	前年度決算額(A)	予算額(B)	差額(A-B)	摘要
会議費	41,000	30,000	-11,000	
通信運搬費	15,080	20,000	4,920	
研修費	37,522	50,000	12,478	
広告宣伝費	40,956	50,000	9,044	
事業費	271,293	150,000	-121,293	
雑費	1,050	4,176	3,126	
繰越剰余金	954,176	1,000,000	45,824	
合計	1,361,077	1,304,176	-56,901	